第５次嘉手納町総合計画

前期基本計画たたき台

（総合教育会議用　抜粋）

平成 31 年 2 月 13 日現在

嘉手納町

目　次

第１章　前期基本計画について……1

１　計画の目的と役割……1
２　計画の期間……1
３　前期基本計画の構成……1

第２章　リーディングプランと土地利用計画、施策体系……2

１　リーディングプラン……2
２　土地利用計画……5
３　施策体系……8

第３章　基本目標別計画……11

~~基本目標１　生涯にわたり健康と夢・希望を育くむ健やかなまちづくり……12~~
基本目標２　地域の歴史・文化に誇りを持ち、「生きる力」を育くむ
魅力ある人づくり成する人づくり……12
~~基本目標３　安全・安心で住みよいまちづくり……38~~
~~基本目標４　活力に満ちた賑わいのあるまちづくり……58~~
~~基本目標５　皆でとりくむ協働のまちづくり……68~~

第１章　前期基本計画について

１　計画の目的と役割

第５次嘉手納町総合計画の基本構想では、「ひと、みらい輝く交流のまち　かでな」を将来像として掲げ、これを実現するために、分野別に５つの「まちづくりの基本目標」を設定しました。

基本計画は、基本構想で定めたまちづくり基本目標を達成するために、施策の方向性を示したものです。

２　計画の期間

前期基本計画の計画期間は、平成３１（２０１９年）から５年間とします。

３　前期基本計画の構成

●リーディングプラン

前期基本計画で各分野を横断的に取り組むべき重点的な施策を明確にします。

●土地利用計画

2033 年を目標年次とした「第 2 次嘉手納町土地利用基本計画」における土地利用の方針を示しています。

●施策体系

将来像、基本理念、基本目標、基本施策、取組施策の体系を示しています。

●基本目標別計画

基本施策ごとに「施策のめざす姿」「現状と課題」「施策の方向性」「主な取組」「指標」「関連する個別計画等」で構成し、施策の展開を示しています。

第２章　リーディングプランと土地利用計画、施策体系

１　リーディングプラン

本町における喫緊の問題を「人口減少」「少子高齢化」と捉え、本町の将来像「ひと、みらい輝く交流のまち　かでな」の実現に向け、基本構想で定めた分野別基本目標毎に位置付ける各施策を横断的に推進し、事業の実効性を高めるために「リーディングプラン」を位置付けます。

【リーディングプランのテーマと４つのプラン】

人口減少問題の解決のためには、町民の生活基盤となる住環境の更なる向上を目指し、安心して住み続けていく事のできる環境を構築するとともに、本町で子どもを産み育てやすいような環境づくりを継続して進める事が最重要です。

また、少子高齢化社会に対応するために、全町民が生涯に渡って健康で学び続ける事のできる環境づくりと、本町に誇りを持った心豊かな人づくり、人材育成を図る事のできる環境づくりを進める必要があります。

この様な考え方に基づき、発展し続けるまちを目指していくために、前期基本計画におけるリーディングプランのテーマと、実現するための４つのプランを次のように設定し、行政をはじめ町民・事業者等と協働で取り組みます。

前期基本計画リーディングプラン

テーマ　：　あらゆる人々が集い発展し続けるまち（案）

住み良いまちプラン	より良い住環境を構築し、誰もが生活しやすい魅力のあるまちを創造します。
生き活き子育てプラン	子どもを産み育てやすい環境を整え、家庭、学校、地域が連携し、皆で成長を見守るまちを創造します。
元気で長生きプラン	誰もが生涯に渡り学び、健康的で共に助け、支え合う福祉力の高い環境を構築します。
希望のある心豊かな人づくりプラン	町の将来を担う子ども達の自主性、強調性、創造性豊かな人材育成が図れる環境を構築します。

①　住み良いまちプラン

人々が集い、賑わいや発展を続けるためには、居住地の確保や住環境の向上、産業の活性化など生活環境を整え、さらなる充実を図っていくことが重要となります。

そこで、密集市街地などの課題を抱えたエリアの解消による良好な住環境の確保・提供や、道路や上下水道など社会生活の基盤の維持・管理、生活利便施設の充実など生活環境を改善するとともに、産業の振興によるまちの活性化に向けて取り組みます。

【主な施策】

●安全・安心で住み良いまちづくりの推進
（土地利用と住環境の充実、道路交通ネットワークの形成、防災力の高いまちづくり、安心な消費生活の推進、地域コミュニティ活動の充実など）

●自然にやさしいまちづくりの推進
（自然環境の保全と緑地の充実、循環型社会の推進、公害防止の推進）

●産業の新興と持続的発展に向けた取り組み
（産業の振興、労働環境の充実）

②　生き活き子育てプラン

若い世代の移住・定住を図るためには、安心して生き活きと子どもを産み育てることができ、地域が一体となってともに支え合いながら生活できるような環境づくりが重要となります。そこで、母子保健や社会保障の充実、生涯学習の支援など、総合的な子育て支援の充実に向けて取り組むとともに、子育て世代にとっても働きやすい環境づくりに向けて取り組みます。

【主な施策】

●子育て環境が充実したまちづくりの推進
（母子保健・保育サービスを始めとする子育て環境の充実など）

●誰もがスポーツ・レクリエーションに気軽に参加できる機会の創出
（スポーツ・レクリエーションの振興など）

●働きやすい環境づくりとワーク・ライフ・バランスの普及
（労働環境の充実）

③　元気で長生きプラン

高齢化社会の進展により、支援を必要とする町民が増えることに対する対応が今後より求められます。

そこで、あらゆる人々が元気で健康的な生活が営めるよう保健・医療・福祉の充実を図るとともに、皆で支え合い、助け合う地域コミュニティの活性化及び就労への支援や生涯学習、スポーツなど生きがいづくりの充実に向けて取り組みます。

【主な施策】

●福祉の推進
（地域福祉の推進、高齢者福祉・介護保険の充実、障害福祉の推進、健康・長寿のまちづくりの推進、社会保障制度の運営、生涯学習の推進など）

●生きがいづくりの充実
（地域の歴史と文化の保存・継承・活用、スポーツ・レクリエーションの振興など）

④　希望のある心豊かな人づくりプラン

本町の将来を担っていくことが期待される子どもたちに対し、歴史や文化などを始めとする本町の「記憶」を継承し、町への愛着と誇りをもち、自身で未来を開拓していく力を備えた人材となるよう、学校や地域、各種団体などと連携し、心身ともに健やかに育つ環境づくりに向けて取り組みます。

【主な施策】

●「生きる力」を育くむ魅力ある人づくりの推進
（学校教育の推進、人材育成・国内外交流の推進、平和学習の推進）

●地域と共に育くむ人づくり
（地域の歴史と文化の保存・継承・活用、スポーツ・レクリエーションの振興、地域コミュニティ活動の充実）

●男女平等意識の啓発と共同参画意識の形成
（男女共同参画社会の推進）

２．土地利用計画

（１）現況と課題

- 本町の土地利用は、町土の大部分が米軍基地となっています。次いで、住宅用地、道路用地、公共・公益用地となっています。このように、町土の大部分を米軍基地に占有されていることから、利用可能な土地は限られ、まちづくりの大きな制約条件となっています。その中で嘉手納ロータリーの東西に広がる市街地は、過密な低層住宅地が存在し、建物の老朽度も高く、狭隘道路も多く存在することから、住環境や防災上の課題を有する。
- 特に、4m未満の狭隘道路については、2 項道路※の要件を満たさない道路が多く存在し、接道要件を満たさないことによる、建物の新築や建て替えができないことや、市街地内に空地が存在するなどの現象が見られ、土地が少ないうえに有効利用が図れないといった課題が生じています。
- また、市街地のいたるところに墓地が点在、あるいは集積して存在することから、適正な土地利用の集積及び誘導が必要である。

（２）土地利用の方針

１）ゾーン及び拠点

①　低層住宅地ゾーン

- 低層の戸建住宅を中心とした良好な住環境の形成を図る低層住宅ゾーンとして、水釜の埋立地区、字嘉手納の国道 58 号東側の一部、字屋良の住宅地を位置づけます。

②　低中層住宅地ゾーン

- 低層の戸建住宅と低層・中層の集合住宅が調和した良好な住環境の形成を図る低中層住宅ゾーンとして、字水釜の住宅地、字嘉手納の国道 58 号西側の一部、字嘉手納の国道 58 号東側密集市街地の一部を位置づけます。

③　中層住宅地ゾーン

- 中層集合住宅主体の良好な住環境の形成を図る中層住宅地ゾーンとして、密集市街地の集積が高い字嘉手納 2 番地地区とその周辺を位置付けます。なお、地域ニーズの高い戸建住宅にも対応するものとします。

④　沿道商業ゾーン

- 沿道利用型の商業・業務施設等が集積する沿道商業ゾーンとして、国道 58 号および主要地方道沖縄嘉手納線、町道埋立 2 号線の沿道を位置づけます。

⑤　商業拠点ゾーン

- 商業・住宅の複合的な土地利用を図る商業拠点ゾーンとして、新町・ロータリー地区区域及び兼久地区広域商業機能区域、道の駅区域を位置づけます。

⑥　工業ゾーン

※ **2 項道路**：建築基準法では、原則として幅員が 4m 以上ないと道路として認められませんが、幅員 4m 未満でも、建築基準法施行前から使われていた既存道路で、かつ特定行政庁が道路として指定したものは建築基準法上の道路とみなされる。

- 環境の悪化をもたらすことのない工業施設の立地を図る工業ゾーンとして、町の東端に工業地区を工業ゾーンとして位置付けます。

⑦　リフレッシュゾーン

- 良好な自然環境の保全を基本とし、遊歩道の充実、親水性の向上等、地域住民の憩いや安らぎ、ニーズに沿った有効利用をもたらすリフレッシュゾーンとして、都市公園である野國總管公園、屋良城址公園、嘉手納運動公園を位置づけます。

⑧　農業促進ゾーン

- 農業環境の保全を図る農業促進ゾーンとして、町の東端の農業地区を位置づけます。

⑨　自然緑地保全ゾーン

- 自然緑地の保全と活用を図る自然緑地保全ゾーンとして、比謝川沿いの緑地を位置づけます。

⑩　公共公益施設ゾーン

- 公共公益施設ゾーンとして、嘉手納小学校、屋良小学校、嘉手納高等学校、嘉手納町役場、久得霊園等を位置づけます。

⑪　文化・観光交流拠点

- 観光客をはじめとする来町者の滞留空間の確保を図る文化・観光交流拠点として、ロータリープラザ、比謝川、野國總管公園、屋良城址公園等を位置づけます。

⑫　軍用地嘉手納基地ゾーン

- 米軍の嘉手納飛行場及び同関連施設、カデナマリーナ、陸軍貯油施設を軍用地嘉手納基地ゾーンとして位置付けます。

⑬　軍用地嘉手納弾薬庫ゾーン

- 米軍の空軍弾薬庫として利用され、自然度が高く緑地の保全を図る地域を軍用地嘉手納弾薬庫ゾーンとして位置づけます。

２）交通体系

①　主要幹線道路

- 都市の骨格を形成するとともに、周辺市町村を有機的に結び、都市活動の主要な役割を担う主要幹線道路として、国道 58 号、主要地方道沖縄嘉手納線を位置づけます。

②　幹線道路

- 主要幹線道路との円滑な交通処理を行う幹線道路については、機能の維持・向上と、日常生活の円滑化を図ります。

③　補助幹線道路

- 幹線道路を補完し、近隣住区を形成する道路として位置づけ、幅員が狭く歩道が整備されていない路線については、道路の拡幅及び歩道の整備を図ります。

④　生活道路

- 生活道路は、住民の身近な交通の中心となる道路です。狭隘道路や一方通行などが見られることから、道路幅員の拡幅や歩行空間の確保、一方通行の解消など住民の日常生活にとって利用しやすい道路空間の確保を図ります。

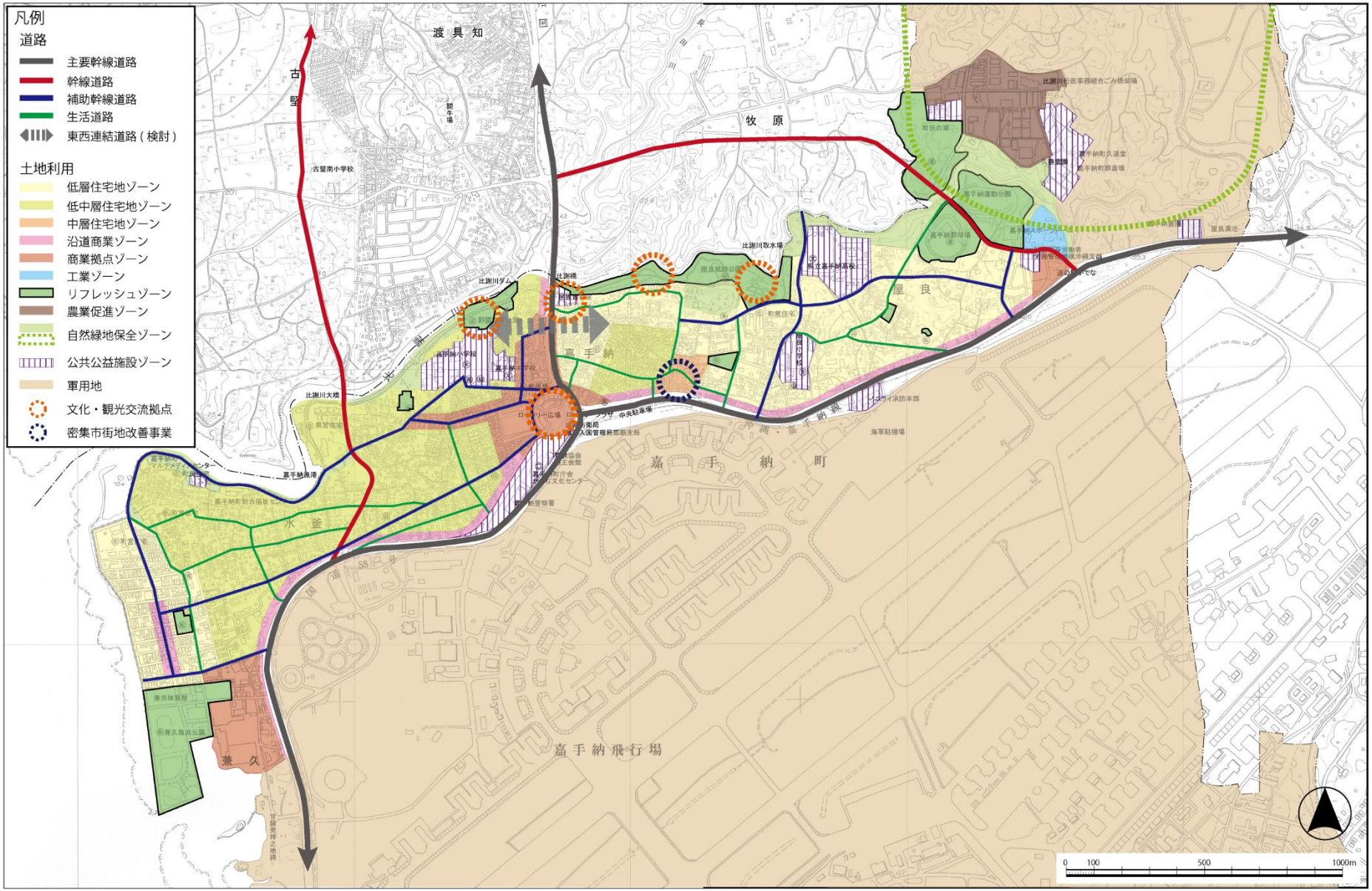

嘉手納町の土地利用構想と交通ネットワーク計画図（第２次嘉手納町土地利用基本計画より）

3　施策体系

将来像	ひと、みらい輝く交流のまち　かでな						
基本理念	基本目標	基本施策	リーディングプラン				取組施策
			住み良いまち	元気で長生き	生き活き子育て	希望のある心豊かな人づくり	
信頼・発展・継承	**基本目標①** 生涯にわたり健康と夢・希望を育くむ健やかなまちづくり （保健・医療・福祉・子育て）	1-1　地域福祉の推進		●			取組施策 1-1-1　福祉の担い手育成の仕組みづくり
							取組施策 1-1-2　見守り・支え合い等の仕組みづくり
							取組施策 1-1-3　安全・安心のある暮らしを支える仕組みづくり
		1-2　高齢者福祉・介護保険の充実		●			取組施策 1-2-1　介護予防と健康づくりの推進
							取組施策 1-2-2　長寿を支える仕組みづくり
							取組施策 1-2-3　高齢者の生きがいづくりの推進
		1-3　障害福祉の推進		●			取組施策 1-3-1　障害福祉サービスの充実
							取組施策 1-3-2　障害者の就労支援
							取組施策 1-3-3　社会参加の促進
		1-4　母子保健・子育て環境の充実			●		取組施策 1-4-1　母子保健の充実
							取組施策 1-4-2　保育サービスなどの充実
							取組施策 1-4-3　地域社会における子育て支援の充実
							取組施策 1-4-4　児童の健全育成・児童虐待の防止
		1-5　健康・長寿のまちづくりの推進		●	●	●	取組施策 1-5-1　健康づくりの推進
							取組施策 1-5-2　健診・感染症予防の推進
							取組施策 1-5-3　食育の推進
		1-6　社会保障制度の運用		●			取組施策 1-6-1　国民健康保険制度等の円滑な運営
							取組施策 1-6-2　国民年金制度の周知
							取組施策 1-6-3　介護保険の周知
							取組施策 1-6-4　低所得者に対する支援と対策
	基本目標② 地域の歴史・文化に誇りを持ち、「生きる力」を育くむ魅力ある人づくり （教育・文化）	2-1　学校教育の推進				●	取組施策 2-1-1　幼児教育の充実
							取組施策 2-1-2　学校教育の充実
							取組施策 2-1-3　青少年の健全育成
		2-2　人材育成・国内外交流の推進				●	取組施策 2-2-1　人材育成の推進
							取組施策 2-2-2　国内外交流の推進
		2-3　生涯学習の推進		●	●	●	取組施策 2-3-1　生涯学習活動の支援
							取組施策 2-3-2　各種団体の育成・支援
							取組施策 2-3-3　生涯学習の活動拠点の充実
		2-4　平和学習の推進				●	取組施策 2-4-1　平和学習の推進
		2-5　地域の歴史と文化保存・継承・活用		●		●	取組施策 2-4-1　文化財の保護と活用
							取組施策 2-4-2　文化活動の振興
							取組施策 2-4-3　伝統芸能と歴史の継承
		2-6　スポーツ・レクリエーションの振興		●	●	●	取組施策 2-5-1　スポーツの振興
							取組施策 2-5-2　スポーツ人材の育成と体制の強化

基本理念	基本目標	基本施策	リーディングプラン				取組施策
			住み良いまち	元気で長生き	生き活き子育て	希望のあるい豊かな人づくり	
頼・発展・継承	**基本目標③** 安全・安心で住みよいまちづくり（建設・環境）	3-1　自然環境の保全と緑地の充実	●	●	●	●	取組施策 3-1-1　緑化、公園整備の推進
							取組施策 3-1-2　水辺空間の整備
							取組施策 3-1-3　地域美化の推進
		3-2　循環型社会の推進	●				取組施策 3-2-1　廃棄物の減量化・再資源化
							取組施策 3-2-2　地球温暖化防止対策の推進
		3-3　公害防止の推進	●				取組施策 3-3-1　生活公害の防止
							取組施策 3-3-2　環境衛生の推進
		3-4　土地利用と住環境の充実	●		●		取組施策 3-4-1　住まいの確保と居住環境の向上
							取組施策 3-4-2　密集市街地の改善
							取組施策 3-4-3　計画的な土地利用と市街地整備
							取組施策 3-4-4　景観の形成
							取組施策 3-4-5　墓地整備
		3-5　道路交通ネットワークの形成	●				取組施策 3-5-1　道路交通ネットワークの構築
							取組施策 3-5-2　安全で快適な生活道路の整備
							取組施策 3-5-3　公共交通体制の確保
		3-6　上下水道の整備	●				取組施策 3-6-1　安全･安心で強靭な水道施設の供給整備
							取組施策 3-6-2　下水道の維持管理体制の充実
		3-7　防災力の高いまちづくり	●			●	取組施策 3-7-1　防災力の高いまちづくり
							取組施策 3-7-2　消防・救急体制の充実
		3-8　防犯・交通安全の推進	●		●		取組施策 3-8-1　防犯対策の充実
							取組施策 3-8-2　交通安全対策の充実
		3-9　安全な消費生活の推進	●				取組施策 3-9-1　消費者保護の推進
							取組施策 3-9-2　消費者意識の啓発
		3-10　基地対策の推進					取組施策 3-10-1　基地対策の推進
							取組施策 3-10-2　基地公害対策の強化
	基本目標④ 活力に満ちた賑わいのあるまちづくり（産業）	4-1　農水産業の振興	●				取組施策 4-1-1　農業の振興
							取組施策 4-1-2　水産業の振興
		4-2　商工業の振興	●				取組施策 4-2-1　商工業の振興
							取組施策 4-2-2　商店街の活性化
		4-3　観光産業の振興	●				取組施策 4-3-1　観光資源の発掘・活用
							取組施策 4-3-2　観光受け入れ体制の強化
		4-4　情報通信産業の振興	●				取組施策 4-4-1　情報通信産業の振興
		4-5　労働環境の充実	●	●	●		取組施策 4-5-1　就労支援の充実

基本理念	基本目標	基本施策	リーディングプラン				取組施策
			住み良いまち	元気で長生き	生き活き子育て	希望のある心豊かな人づくり	
信頼・発展・継承	**基本目標⑤** 皆でとりくむ協働のまちづくり （行財政運営）	5-1　適切な行財政運営の推進					取組施策 5-1-1　合理的な行政運営の推進
							取組施策 5-1-2　充実した行政サービスの提供
							取組施策 5-1-3　健全な財政運営の実施
							取組施策 5-1-4 情報システムの活用による利便性向上と効率化の推進
							取組施策 5-1-5　広域連携の強化
		5-2　男女共同参画社会の推進	●			●	取組施策 5-2-1　男女共同参画意識の形成
							取組施策 5-2-2　あらゆる分野における男女の活躍推進
							取組施策 5-2-3　人権尊重と暴力の根絶
		5-3　町民協働のまちづくり					取組施策 5-3-1　広報活動の充実
							取組施策 5-3-2　広報活動の充実
							取組施策 5-3-3　町民参加の促進
							取組施策 5-3-4　協働への取り組み
		5-4　地域コミュニティ活動の充実	●	●	●	●	取組施策 5-4-1　地域コミュニティ活動の充実
							取組施策 5-4-2　地域活動拠点施設の充実

第３章　基本目標別計画

基本目標別計画の見かた

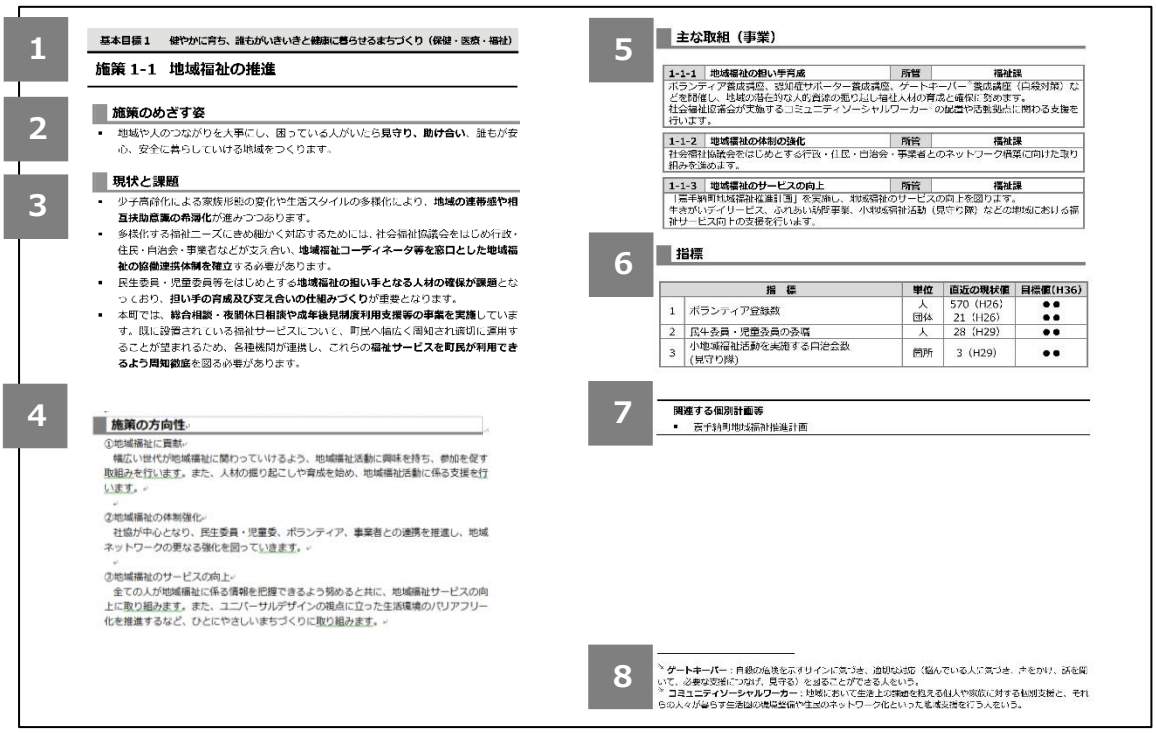

1

基本目標１　健やかに育ち、誰もがいきいきと健康に暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉）

施策 1-1　地域福祉の推進

2

施策のめざす姿

- 地域や人のつながりを大事にし、困っている人がいたら**見守り、助け合い**、誰もが安心、安全に暮らしていける地域をつくります。

3

現状と課題

- 少子高齢化による家族形態の変化や生活スタイルの多様化により、**地域の連帯感や相互扶助意識の希薄化**が進みつつあります。
- 多様化する福祉ニーズにきめ細かく対応するためには、社会福祉協議会をはじめ行政・住民・自治会・事業者などが支え合い、**地域福祉コーディネータ等を窓口とした地域福祉の協働連携体制を確立**する必要があります。
- 民生委員・児童委員等をはじめとする**地域福祉の担い手となる人材の確保が課題**となっており、**担い手の育成及び支え合いの仕組みづくり**が重要となります。
- 本町では、**総合相談・夜間休日相談や成年後見制度利用支援等の事業を実施**しています。既に設置されている福祉サービスについて、町民へ幅広く周知され適切に運用することが望まれるため、各種機関が連携し、これらの**福祉サービスを町民が利用できるよう周知徹底**を図る必要があります。

4

施策の方向性

①地域福祉に貢献

幅広い世代が地域福祉に関わっていけるよう、地域福祉活動に興味を持ち、参加を促す取組みを行います。また、人材の掘り起こしや育成を始め、地域福祉活動に係る支援を行います。

②地域福祉の体制強化

社協が中心となり、民生委員・児童委、ボランティア、事業者との連携を推進し、地域ネットワークの更なる強化を図っていきます。

③地域福祉のサービスの向上

全ての人が地域福祉に係る情報を把握できるよう努めると共に、地域福祉サービスの向上に取り組みます。また、ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境のバリアフリー化を推進するなど、ひとにやさしいまちづくりに取り組みます。

5

主な取組（事業）

1-1-1	地域福祉の担い手育成	所管	福祉課

ボランティア養成講座、認知症サポーター養成講座、ゲートキーパー[1]養成講座（自殺対策）などを開催し、地域の潜在的な人的資源の掘り起し福祉人材の育成と確保に努めます。
社会福祉協議会が支援するコミュニティソーシャルワーカー[2]の配置や活動拠点に関わる支援を行います。

1-1-2	地域福祉の体制の強化	所管	福祉課

社会福祉協議会をはじめとする行政・住民・自治会・事業者とのネットワーク構築に向けた取り組みを進めます。

1-1-3	地域福祉のサービスの向上	所管	福祉課

「高千穂町地域福祉推進計画」を実施し、地域福祉のサービスの向上を図ります。
生きがいデイサービス、ふれあい訪問事業、小地域福祉活動（見守り隊）などの地域における福祉サービス向上の支援を行います。

6

指標

	指　標	単位	直近の現状値	目標値（H36）
1	ボランティア登録数	人 団体	570（H26） 21（H26）	●● ●●
2	民生委員・児童委員の委嘱	人	28（H29）	●●
3	小地域福祉活動を実施する自治会数（見守り隊）	箇所	3（H29）	●●

7

関連する個別計画等

- 高千穂町地域福祉推進計画

8

[1] ゲートキーパー：自殺の危機を示すサインに気づき、適切な応答（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人をいう。
[2] コミュニティソーシャルワーカー：地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活圏の地域整備や住民のネットワーク化といった地域支援を行う人をいう。

1 **基本目標及び施策名**
基本目標を実現するための個別の施策を掲載します。

2 **施策のめざす姿**
施策を推進することよって実現する姿を簡潔に記述します。

3 **現状と課題**
施策を取り巻く現状と課題を記述します。必要に応じて図・グラフ等を掲載します。

4 **施策の方向性**
現状を踏まえて、将来に向けて取り組むべき施策の方向性について記述します。

5 **主な取組（事業）**
施策を進めるにあたって具体的な事業を記述します。

6 **指標**
施策の進捗状況を把握するための成果指標を設定します。
なお、目標値は計画期間終了時の平成 36 年の目標値を示します。

7 **関連する個別計画等**
施策との関わりの深い個別計画を示します。

8 **注釈**
語句の説明を示します。

施策 2-1　学校教育の推進

施策のめざす姿

変化の激しいこれからの社会を生きるために、児童生徒に「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の知・徳・体をバランスよく育くむとともに、子どもの「学び」と「育ち」を考えるコミュニティ・スクールの活動により学校支援活動の充実に向けて取り組みます。
さらに、児童生徒の社会的・職業的自立に向けた能力・態度を育成するために、幼児期から中学校までの各学校段階において体系的・系統的なキャリア教育の推進に取り組みます。

現状と課題

- 本町では、公立幼稚園の複数年保育（３、４、５歳児）や預かり保育（５歳児）の実施、給食の提供などを**通して**、幼稚園教育の充実を図るとともに、保護者の子育てを支援していますが、幼稚園における教育を希望する保護者から、預かり保育の対象年齢の拡充が求められています。
- 本町では、子どもたちが「生きる力」を身に付け、将来を支える人材として成長していくために、確かな学力の向上や豊かな心と健やかな体の育成に努めています。町民アンケート調査結果でも、「生きる力を育む学校教育の充実」を重視する声が多数寄せられています。子どもたちの学習習慣の定着とともに、国際化・情報化に対応した教育をはじめ、キャリア教育、嘉手納町（ふるさと）を愛する心の育成等、特色ある教育活動の充実に努める必要があります。また、本町の学力向上や生徒指導における教育課題を解決するために、小学校と中学校が連携した一貫性のある教育が求められています。
- 昭和 62 年、臨時教育審議会で「地域に開かれた学校」として提唱されて以来、本町では学校評議員制度や学校関係者評価委員会制度を導入し、校長の学校運営に対して意見を述べることや学校の教育活動を評価するなど、保護者や地域の方々が学校運営に参画できるシステムを構築しています。学校は「地域に開かれた学校」から、更に一歩踏み出し、学校・家庭・地域が「15 歳までにどんな子どもを育てるか」という目標やビジョンを共有し、三者が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」への転換が求められています。
- 特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて支援を行うため、各学校に特別支援教育支援員（教育サポーター）を配置するとともに、特別支援教育研修会の開催や関係機関との連携による支援等に努めています。特別な支援が必要な児童生徒が年々増加しており、共生社会の形成に向けて、障害の有無にかかわらず共に学ぶことのできる環境づくりが求められています。
- すべての子どもが未来に希望を持ち社会の担い手となるため、不登校問題、学びのセーフティネット等に取り組むとともに、学校、家庭、地域等のあらゆる主体が一致団結し、より一層の子ども達の健全育成に向けた各主体の連携の強化が必要です。
- 青少年センターは、児童生徒の不登校や問題行動などの教育相談や青少年指導員による夜間巡視活動、学校不適応の児童生徒の受け皿として、適応指導教室の運営などを行っています。青少年の非行防止のための活動拠点としての青少年センターの整備や指導体制の充実を図ること、不登校児童生徒の登校支援などが求められています。

- 教育環境の変化に対応した施設整備を実施する必要があります。
- 学校施設の不具合を未然に防ぐために日常の安全点検を徹底するなど各学校の現状について的確に把握し、老朽化した施設・設備については、計画的な機能更新等を実施する必要があります。
- 耐震基準を満たさない学校施設については、早急に耐震化を図る必要があります。
- 学校給食は、平成 23 年度から町立小中学生を対象に給食費負担金の全額補助を実施しており、今後とも教育の負担軽減を図り、子育てしやすいまちづくりを推進するとともに、子育て世代の定住化促進を図ることを目的から、継続して実施する必要があります。

施策の方向性

①幼児教育の充実

幼稚園教育では､｢幼児期の終わりまでに育ってほしい姿｣を踏まえた教育課程を編成し、複数年保育（３年保育）の充実を図ります。また町立幼稚園が教育相談や子育てに関する情報交換の場として機能を高めるとともに預かり保育の充実など、子育てを支援するための活動を推進します。

②学校教育の充実

小・中学校においては、嘉手納型「小中一貫教育」を推進し、「嘉手納町（ふるさと）を愛する」児童生徒の育成を目指して系統性と連続性を重視した義務教育 9 年間の教育を行い、児童生徒に「生きる力」を培います。

地域の関わりを通して、子どもたちに学ぶことと社会との接続を意識させ、一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア教育の充実を図ります。

文部科学省の教育課程特例校として英会話学習の充実に取り組むとともに、電子黒板をはじめとする ICT 機器の活用を促進し、授業に即した教材や学習内容などを効果的に提示することにより、わかる授業を展開し、子どもたちの「確かな学力」の向上に向けて指導の充実を図ります。また安全で効果的な教育に向けた学校施設の充実に取り組みます。

特別な支援を要する児童生徒の教育的ニーズを把握、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。また、特別支援教育支援員（教育サポーター）を配置し、当該児童生徒への支援の充実を図ります。また、障害の有無にかかわらず、集団生活を通してともに学ぶことができるインクルーシブ教育※を推進します。

未来を担う子どもたちの豊かな成長に資するため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度を取り入れた学校）の導入に向けた調査研究を行い、地域とともにある学校づくりを推進します。

子どもの貧困に関する現状を把握し、学校や関係機関との情報共有や、子どもを就学援助や子どもの居場所などにつなげるための支援をします。

町立小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者に対して、**教育費用（教材費）の一部を助成するとともに、**給食費負担金を補助することにより、教育の負担軽減を図り、子育てしやすいまちづくりを推進するとともに、子育て世代の定住化促進を図ります。

※**インクルーシブ教育**：障害のある方が持てる能力を最大限度まで発達させ、活躍できる社会をつくるという目的の下でその推進をはかろうとする教育の仕組み。

③青少年の健全育成

青少年センターの施設整備の充実を図り、青少年非行防止活動の拠点として、学校・家庭・地域等の諸関係機関と連携を図り、学習支援活動や相談活動を行います。

適応指導教室「ふれあいスクール」において、不登校児童生徒の学習支援及び諸体験活動に取り組み、登校復帰や自立に向けた支援を推進します。

主な取組（事業）

2-1-1	幼児教育の充実	所管	教育指導課、教育総務課

●幼稚園教諭の研修実施
●複数年保育の充実
●預かり保育の充実及び対象年齢の拡充

2-1-2	学校教育の充実	所管	教育指導課、教育総務課

●ふるさとキャリア教育の推進
●英語強化事業（英語指導員の配置、英語検定補助）の実施
●ICT 整備事業（デジタル教科書整備等）
●パソコン指導員配置事業の実施
●学習支援員配置事業、生徒指導補助員配置事業
●**特別**支援教育支援員（教育サポーター）配置事業
●秋田県（大館市）学習体験交流事業
●「嘉手納町の歴史と文化（中学生の副読本）」刊行事業
●コミュニティ・スクール（学校運営協会制度）の導入及び推進
●教材費の一部助成
●学校教育施設の長寿命化・耐震化などの実施
●就学援助事業の充実
●学校給食費負担金の全額補助の実施

2-1-3	青少年の健全育成	所管	教育指導課、教育総務課

●青少年センターの施設整備事業
●青少年健全育成活動（青少年指導員）の充実
●スクールカウンセラー（臨床心理士）の配置
●適応指導教室「ふれあいスクール」の運営

指標

	指　標	単位	直近の現状値	目標値（H36）
1	全国学力・学習状況調査（小学校）における平均正答率の全国平均との比較	ポイント	－5.4 (H30)	全国平均並
2	全国学力・学習状況調査（中学校）における平均正答率の全国平均との比較	ポイント	－10.9 (H30)	全国平均並
3	全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小学校）における全国平均との比較	ポイント	－0.9 (H30)	全国平均並
4	全国体力・運動能力、運動習慣等調査（中学校）における全国平均との比較	ポイント	－2.9 (H30)	全国平均並
5	ｉｃｈｅｃｋ（総合質問紙調査）における自己肯定感の全国標準値との比較	ポイント	0.0 (H30)	全国平均並

施策 2-2　人材育成・国内外交流の推進

施策のめざす姿

広い視野で物事を捉え、国際理解や地域の活力を高めることのできるグローバルな人材の育成に向けて、学校や地域、関係機関等と連携強化を図りながら国内外交流事業や国際化・情報化に対応した教育を推進し、コミュニケーション能力や情報活用能力の育成など「学び」の気運の向上に取り組みます。

現状と課題

- 町では家庭の経済上の理由で修学が困難な者に対し、学資を貸与することにより教育の機会均等を図ることを目的とした人材育成貸与事業を実施しています。また、教育・芸術・文化及びスポーツ等の分野にて特に優秀な成績を修めた者に対し報奨金の支給をはじめ、社会教育団体への研修会派遣等の助成事業を推進しています。今後も財源確保に努めながら更なる人材育成を推進していく必要があります。
- 児童交流事業は、互いの家庭へ民泊することで異なる風土・生活習慣を学び、郷土に対する関心を深め、本町の次代を担う人材育成を図ることを目的に実施しています。他地域との交流により、人間力豊かで広い視野をもつ人材の育成を図るため今後も継続する必要があります。
- 町立嘉手納外語塾では、英語を中心としたカリキュラムを改良しながら運営していく中で、英語検定準 1 級や TOEIC 高得点の取得者を輩出できるようになるなど成果をあげています。また、若者の学べる機会の充実を図るため、年齢制限を 25 歳までに引き上げました。今後も英語やパソコンを中心としたカリキュラムの充実を図るとともに、社会の即戦力となる人材の育成に努めます。また、町内小中学生を対象とした英語コンテストを引き続き開催し、小中学生の英語学習に対するモチベーション向上に貢献していきます。
- 国際的な視野を持つことができる人材の育成として、中高生を対象にハワイ派遣短期留学派遣事業等を実施しています。異なる生活環境や文化・歴史を学び、貴重な体験活動や交流によって視野を広げ社会性を育むことに繋げることができたため、今後も継続した実施が望まれています。
- 海外との交流を通じて、国際的な人材の育成、人的ネットワークを築き、相互の発展に寄与することを目的に本町出身の海外移住者子弟研修生の受入事業をはじめ、世界のウチナーンチュ大会開催時の町内交流事業を実施しています。

施策の方向性

① 人材育成の推進

本町の次代の担い手になるリーダーや国内外で活躍する国際性豊かな人材の育成に向けて、学ぶ機会を支援する奨学金制度の推進・充実に努めます。

②国内外交流の推進

語学や異文化及び国際感覚を実学として学ぶ外語塾の充実、他地域の文化や地域交流によるコミュニティリーダーの育成を推進します。

主な取組（事業）

2-2-1	人材育成の推進	所管	社会教育課、企画財政課
●人材育成貸付事業の実施 ●嘉手納外語塾の運営 ●嘉手納町英語コンテストの開催			

2-2-2	国内外交流の推進	所管	社会教育課、企画財政課
●海外短期留学などの実施 ●嘉手納町・大山町児童交流事業の実施 ●海外移住者子弟受入事業の実施			

指標

指　標		単位	直近の現状値	目標値（H36）
1	学資貸与新規貸費者数	人	8（H29）	20
2	入学準備金新規貸費生数	人	9（H29）	10
3	海外移住者子弟研修生受入人数	人	3（H30）	10
4	嘉手納外語塾入学者数	人	8（H29）	15

施策 2-3　生涯学習の推進

施策のめざす姿

生涯にわたり、学習・発表することができる環境の充実を推進するとともに、生涯学習活動の支援、人材の発掘及び育成などに取り組むことで、町民誰もが、生涯学習の機会を得ることができる社会の実現に向けて取り組みます。

現状と課題

- 近年における社会の国際化、情報化等の進展に伴い、心の豊かさや生きがいなどを求めて、人々の学習ニーズは増大し、かつ、多様化、高度化が進んでいます。
  本町においては、町民からの要望や時代を反映した中央公民館講座を実施しており、平成 29 年度は全 24 講座を実施しています。
- 中央公民館講座の受講者は高齢者や女性が多く、若者や男性が少ないため幅広い層の人が受講できる内容や時間帯の工夫が求められます。
- 中央公民館講座をきっかけにサークルが結成されるケースもあるなど、町民の生涯学習活動の活性化に貢献していることから、今後も講座の充実を図るとともに、サークル活動や社会教育学級※支援を実施することで生涯学習の振興に寄与する必要があります。
- 各種サークル活動の成果を発表する場として「中央公民館まつり」を開催しています。また文化の継承、発展に役立てるとともに地域の活性化を図ることを目的に「かでなっ子フェスティバル」を開催し、町内の子どもたちが郷土芸能のすばらしさを発見し、自ら学び、自ら演じ、互いに鑑賞しています。今後も各区子ども会の参加を促し地域文化を継承していく必要があります。
- 図書館では、約 86,000 冊の蔵書をはじめ、本町の情報を気軽に閲覧することができるふるさとコーナーや学習室などが設置されており、町民の情報拠点・生涯学習拠点として機能しています。
- 図書館の利用者数は減少傾向にあることから、広報活動の強化、図書資料の充実を図る必要があります。
- 生涯学習ニーズの高まりと同時に、図書館をはじめとする公共施設、各区コミュニティセンター、学習等供用施設・児童館等の有効利用を図るなど、身近な生涯学習活動の拠点づくりを推進する必要があります。
- 町民が心身ともに健康で笑顔があふれ、心豊かな生活を営み、生きがいのある充実した生活を送ることに寄与するため嘉手納町文化事業を実施しています。著名人を招いた講演会(公演会)やコンサートを行うなど今後も町民のニーズに応じた文化イベントの開催に取り組む必要があります。

※ **社会教育学級**：嘉手納町に住所を有する者を含み、組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）を行う団体。

施策の方向性

①生涯学習活動の支援

豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習の機会となっている講座やかでなっ子フェスティバル、公民館まつり等をはじめとする生涯学習活動の充実に向けた支援を推進します。また、町民のニーズに応じた文化イベント（文化事業）の開催・充実に努めます。

②各種団体の育成・支援

町民の生涯学習に参加しやすい幅広い機会と活躍の場を増やすために、社会教育団体やサークルへの支援を行います。また、社会教育団体の運営や活動に関わるリーダーの育成を図ります。

③生涯学習の活動拠点の充実

身近な生涯学習活動の場の拠点として、各区のコミュニティセンターや児童館等を位置づけ、活動ニーズに応じた利活用しやすい拠点づくりに努めます。

主な取組（事業）

2-3-1	生涯学習活動の支援	所管	社会教育課
●中央公民館講座を実施 ●中央公民館まつり、かでなっ子フェスティバルの開催 ●各種講(公)演会などの開催			

2-3-2	各種団体の育成・支援	所管	社会教育課
●社会教育活動助成 ●生涯学習を実践する各種活動団体の育成・支援			

2-3-3	生涯学習の活動拠点の充実	所管	社会教育課
●中央公民館や図書館等の有効利用 ●社会教育施設に必要な設備や備品の充実			

指標

指　標		単位	直近の現状値	目標値（H36）
1	中央公民館講座受講者数	人	1,311（H29）	1,400
2	中央公民館利用者数	人	34,700（H29）	35,000
3	図書館利用者数	人	24,879（H29）	26,000

施策 2-４　平和学習の推進

施策のめざす姿

誰もが平和で安らかな生活をおくるために、平和と向き合うとともに考える場を築き、平和の尊さや平和思想に対する啓発及び戦争の歴史を学び継承できる平和学習の推進に取り組みます。

現状と課題

- 戦争を知らない多くの世代に悲惨な戦争を風化させることなく、その教訓を後世に伝えるため、平和学習の推進として、戦争体験の講演会、「慰霊の日」前後の平和学習等を実施しています。今後も、平和祈念資料館などの参観、平和メッセージ作品展の開催等を通して、生命や平和の尊さ、恒久平和を発信していく必要があります。
- 平和教育は、生命の尊重と個人の尊厳を基本に、思いやりの心や寛容の心を育むとともに、我が国と郷土を愛し、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度の育成を目指しています。そのために、学校においては、本県の歴史や地域の特性を考慮し、児童生徒の発達の段階に応じた平和教育を教育計画に位置付け、学校の教育活動全体を通して、組織的・計画的に推進する必要があります。
- 戦争体験者が高齢化し語り手が減少する中、学校では外部講師などに頼らない平和教育の指導力の向上が求められています。

施策の方向性

①　平和学習の推進

町民が平和の尊さについて学び、継承し、平和なまちづくりに向けて、平和行事の開催や平和学習の充実を図ります。

各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の目標や内容との関連を明確にしながら、各教科などの年間指導計画に位置付け、平和教育を推進します。

平和教育の指導においては、学習指導要領の内容を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じた教材を開発するとともに、体験的な学習や地域の人材活用などの指導方法の工夫・改善を図ります。

平和教育の充実を図るために、県教育委員会発行の「平和教育関連施設マップ」や「平和学習ポータルサイト」を活用するとともに、過去の歴史事象を伝えていくための指導方法の工夫・改善に努めます。

②　平和行政の推進

本町は世界の恒久平和の願いを実現するため、昭和 62 年 3 月 31 日、非核平和宣言を行いました。戦後 ７０年余が経過する中、悲惨な体験や教訓を後世に継承していく必要があります。そのため、沖縄戦前後の歴史的事実、平和の尊さを若い世代が考える契機として、沖縄戦や被爆体験を継承していく平和交流活動を推進します。また、戦争体験者が高齢化する中で、戦争体験を正しく次世代へ継承していくため、戦争記録などの保存を検討して

いきます。

主な取組（事業）

2-4-1	平和学習の推進	所管	教育総務課、教育指導課、福祉課
●農林健児之塔慰霊祭の開催 ●平和祈願祭の開催 ●「慰霊の日」の特設授業の実施 ●平和集会（戦争パネル展）の実施			

2-4-2	平和行政の推進	所管	基地渉外課、教育指導課
●平和メッセージ作品展の開催 ●基地に関する講座などを実施 ●「おきなわピースフェスタ」への参加など平和交流事業の推進 ●町史などの資料を活用し、戦争記録のデジタル化を検討			

指標

指　標		単位	直近の現状値	目標値（H36）
1	平和メッセージ作品展取組み率*	%	39.8（H30）	43.0

*(取組み作品数／全児童生徒が全部門に取り組んだ場合の作品数)×100
（2,286／5,749）×100＝39.8%

施策 2-5　地域の歴史と文化の保存・継承・活用

施策のめざす姿

郷土の伝統芸能をはじめ、文化、歴史、風習、自然、偉人、しまくとぅば等の誇りある地域の歴史と文化を象徴する文化財が多数存在するため、その保存、活用に向けて取り組みます。

また、貴重な伝統芸能や文化などを次代に継承するための支援を行い、町民がふるさとの芸術・文化に誇りと愛着を持つことができるまちづくりに向けて取り組みます。

現状と課題

- 本町では、かでな文化センターにおいて音楽、芸能、芸術文化講演（公演）や行事が行われており、かでな文化センター利用者数は年間 4 万人を超えています。今後も、町民が生涯を通して心豊かで潤いのある文化芸術に触れる機会を創出するとともに、より多くの利用が得られるよう周知していく必要があります。
- 本町の文化財は、約 6,500 年前の爪形文土器が出土した野国貝塚群をはじめ、史跡、民俗、天然記念物、工芸品等、様々な文化資源があります。これら地域の歴史文化や伝統を知るかけがえのない財産に対する町民の保護意識の高揚を図り保存、継承していく必要があります。
- 老朽化した旧中央公民館については平成 30 年度に策定された「嘉手納町民俗資料館等基本計画」をふまえ、新施設の整備を推進します。
- 新施設開館までの間は出前講座や企画展などの開催により、地域の歴史、文化等の学習の機会を継続して提供できるよう工夫が必要となります。
- 伝統芸能については、地域ボランティアによる子ども達への三線、琴、茶道等の指導や、各自治会におけるエイサーなどに触れる機会の充実に努めています。一部地域で伝統芸能の存続が危ぶまれているところもあり、後継者の育成など、伝統芸能や地域文化を後世に継承していく必要があります。

嘉手納町文化財一覧表

	種別	名称	指定の有無	所在地		種別	名称	指定の有無	所在地
1	工芸品	三線知念大工型	県指定	嘉手納町字嘉手納	9	無形民俗	野里の道イリク	町指定	嘉手納町字野里
2	史跡	野国総管の墓	県指定	嘉手納町字兼久下原	10	無形民俗	野国天川	町指定	嘉手納町字野国
3	史跡	野国貝塚群	県指定	嘉手納町字野国	11	史跡	植樟之碑	町指定	嘉手納町字久得840
4	工芸品	三線真壁型	町指定	嘉手納町字嘉手納	12	史跡	屋良のメーガー	町指定	嘉手納町字屋良103
5	無形民俗	屋良のあやぐ	町指定	嘉手納町字屋良	13	史跡	屋良のシリーガー	町指定	嘉手納町字屋良750
6	無形民俗	屋良のチンク	町指定	嘉手納町字屋良	14	史跡	水釜のシチャヌカー	町指定	嘉手納町字水釜385
7	無形民俗	千原エイサー	町指定	嘉手納町字千原	15	天然記念物(植物)	字嘉手納拝所のガジュマル	町指定	嘉手納町字嘉手納34
8	無形民俗	野里棒	町指定	嘉手納町字野里	16	天然記念物(植物)	嘉手納小学校の大デイゴ	町指定	嘉手納町字嘉手納311

資料：沖縄県文化財課要覧（平成29年度版）

施策の方向性

①文化財の保護と活用

文化財の保護と活用に向けて、文化財の調査・研究を行うとともに、展示・学習等の施設の整備促進を図ります。

②文化活動の振興

町民が気軽に文化活動を行うことができるよう、各種団体、サークル等の活動支援の充実を図るとともに、将来の文化活動を支える人材の育成に努めます。

③伝統芸能と歴史の継承

地域に根ざした伝統行事や伝統芸能、イベント等の活動と継承の支援を充実します。特に伝統芸能などの継承に際しては、多くの人が気軽に触れ、体験する機会の創出に努めます。

主な取組（事業）

2-5-1	文化財の保護と活用	所管	社会教育課
●嘉手納町民俗資料館（仮称）の施設整備 ●文化財の資料収集・調査、歴史文化講座等の実施			

2-5-2	文化活動の振興	所管	社会教育課
●町民との協働・参画型の芸術・文化講演（公演）会の開催 ●かでな文化センターの施設の充実			

2-5-3	伝統芸能と歴史の継承	所管	社会教育課
●指定文化財の保存・継承にかかる意見を聴取し、保存団体への支援などの検討 ●嘉手納町史の発刊などの実施			

指標

指　標		単位	直近の現状値	目標値（H36）
1	かでな文化センター利用者数	人	44,000（H29）	46,000

施策 2-6　スポーツ・レクリエーションの振興

施策のめざす姿

町民誰もがそれぞれの目的や体力、年齢に応じてスポーツに親しむことができる生涯スポーツの充実に取り組み、健康で生きがいのある豊かな社会づくりに向けて取り組みます。

また、各体育施設の整備・充実を図るとともに、各種団体への支援及び連携強化を推進し、スポーツ指導者の活用と育成に向けて取り組みます。

現状と課題

- 近年、町民の健康志向や高齢者の生きがいづくり、運動不足解消等の観点からスポーツへの関心が高まっています。本町においては、スポーツ・レクリエーション大会、新春マラソン大会、ウォーキング大会、職域親善ターゲットバードゴルフ大会、ソフトボール大会、ボウリング大会を開催しています。スポーツ教室としては、アクアサイズ教室、ゴルフ教室等を実施しています。スポーツ・レクリエーション活動の更なる普及、大会や教室の参加者は増加傾向にあり、今後更に増加に向けた取り組みが必要です。
- 本町には、嘉手納町健康増進センターをはじめ、嘉手納町スポーツドーム、野球場、陸上競技場、体育館等の体育施設があります。施設運用にあっては、指定管理者との連携により柔軟な運営に努めているところです。老朽化している体育施設については、町民が安全に利用できるよう施設の建替えなどの検討を行うとともに、町民がより身近な地域でスポーツ・レクリエーション活動に取り組めるよう、学校体育施設の活用など(小学校及び中学校の運動場、体育館、武道場のスポーツ施設開放)、より良いスポーツ環境の場の提供をしています。
- 生涯スポーツ推進体制を強化するため、スポーツ推進委員※の研修派遣、スポーツ指導者等の連携、スポーツ少年団、体育協会等への補助金を実施しています。今後もスポーツ人材の育成・確保に努めるとともに、社会体育団体などと連携を強化する必要があります。

施策の方向性

※ **スポーツ推進委員**：市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則に定めるスポーツ事業の実施に係る連絡調整、住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行う非常勤職員をいう。

①スポーツの振興

町民がスポーツ・レクリエーションに気軽に参加し、または活躍できる機会の創出と活動の活発化を図るために、個々の健康状態や目的・技術などに応じた知識や技術の提供(体力・運動能力調査など)に努めるとともに、地域や学校などと連携して地域ぐるみでの活動の推進と普及啓発を促進します。また、スポーツ・レクリエーションの多様なニーズに応じた施設の整備・充実に努めます。

②スポーツ人材の育成と体制の強化

スポーツ・レクリエーション団体と連携して、団体運営やスポーツ指導などに関わる体制つくり及び人材育成を図ります。

主な取組（事業）

2-6-1	スポーツの振興	所管	社会教育課
●スポーツ・レクリエーション大会の開催 ●新春マラソン大会などを実施 ●学校施設の活用など身近なスポーツ環境の場を確保 ●町民が安全に利用できる既存体育施設の充実化 ●広報、立て看板、ホームページ等によるスポーツ登録団体の周知 ●各種軽スポーツなどの用具の購入による利用推進周知			

2-6-2	スポーツ人材の育成と体制の強化	所管	社会教育課
●地域のスポーツ指導者の掘り起こしと活用(スポーツ指導者対象者の講習会交流) ●スポーツ推進委員の育成・確保 ●体育協会や各種スポーツ団体とのスポーツ交流を通しての情報共有・連携の強化			

指標

指　標		単位	直近の現状値	目標値（H36）
1	各種スポーツ大会・スポーツ教室の参加者数	人	1,212（H29）	1,300
2	スポーツ推進委員数	人	8（H30）	維持